令和	年	月	В

住 所_	
氏名または名称	
代表者氏名	
担当者名	
連絡先(電話)	
- 連絡先(メール)	

内航一般不定期航路事業 承継申請書

下記のとおり内航一般不定期航路事業の地位の承継をしたので、海上運送法第22条第2項において準用する第19条の12及び同法施行規則第23条の6第1項において準用する第20条の7の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 承継の事由

合併

2. 当事者の住所、名称及び代表者の氏名

【合併法人】

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

【被合併法人】

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

3. 合併後存続する法人若し	くは合併により設立された法人住所、名称及び代表者の氏名
住 所	
氏名又は名称	
代表者氏名	
4. 役員の氏名	
代表取締役	
取締役	

取締役

取締役

監査役

- 5. 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名 別紙のとおり
- 6. 合併に係る内航一般不定期航路事業の概要 別紙のとおり
- 7. 合併の方法及び条件
- 8. 合併の年月日
- 9. 合併を必要とした理由

令和	年	月	В

住 所_	
氏名または名称	
代表者氏名	
担当者名	
連絡先(電話)	
- 連絡先(メール)	

内航一般不定期航路事業 承継申請書

下記のとおり内航一般不定期航路事業の地位の承継をしたので、海上運送法第22条第2項において準用する第19条の12及び同法施行規則第23条の6第1項において準用する第20条の7の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 承継の事由

分割

2. 当事者の住所、名称及び代表者の氏名

【分割法人】

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

【分割承継法人】

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

3. 分割により当該事業を承継した法人の住所、名称及び代表者の氏名

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

4. 役員の氏名

代表取締役

取締役

取締役

取締役

監査役

- 5. 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名 別紙のとおり
- 6. 分割に係る内航一般不定期航路事業の概要 別紙のとおり
- 7. 分割の方法及び条件
- 8. 分割の年月日
- 9. 分割を必要とした理由

密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(報会社等) 住所: 氏名又は名称: (大会社等) 住所: 氏名又は名称: 代表者氏名: 【グループ内別会社等】 住所: 氏名又は名称: 代表者氏名: 代表者氏名:

内航一般不定期航路事業の概要

1	_	登	渌	番	号

①係留施設

2	航路の	起占	寄港地	及71級	占口	け水は
∠.	川ルビロマノ	ᄹᄓᇒᇺ	ᄑᄵᆟ	ノメ しかかご	ᄶᅩ	ロホノハンジ

(別添航路図【水域図】のとおり)

- 3. 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号 別紙のとおり
- 4. 事業の用に供する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。) その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置

О М Д 20		
名	称:	
位		
名		
位		
②水域旅	設(泊地等	
名	称:	
位		
名		
位		
③陸上旅	記その他 <i>0</i>	D輸送施設(使用船舶を除く。)
名	称:	
位		
名		
位		

5. 使用船舶の明細

別添「使用船舶明細書(第1号様式)」のとおり

- 6. その他事業の概要
 - (ア)運航の時季又は運航年月日
 - (イ) 航路ごとの各港間の所要時間(水域の場合は想定される最大所要時間
 - (ウ)乗合旅客の運送か貸切旅客の運送の別
 - (エ)通勤・通学もしくは観光客等の主要旅客の概要
- 7. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

需要者の住所

需要者の氏名又は名称

運送する人の範囲

事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船				名		
総	۲	2		数		
船船代	番号 わ	·又に る	まこれ 番	れに 号		

使 用 船 舶 明 細 書

船 名			
船 舶 の 種 類	į		
船			
進 水 年 月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車航走に係る自 動 車 積 載 面 積			
旅客定員			
主機の種類	į		
連続最大出力			
航 海 速 力			

- (注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。
 - 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省 令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号 が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3AOから3Z9まで、3AAから3 ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4AOから4Z9まで、4AA から4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5AOから5Z9まで、 5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6AOから6Z9 まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7AOから 7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書き で再掲すること。

誓約書

海上運送法施行規則第23条第1項第5号及び第8号に規定する内航一般不定期航路事業の用に供する施設に関する事項を記載した、係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設について、使用権原を有することを誓約致します。

年	月		日				
	住				所	:	
	名				称	:	
	代	表	者	氏	名	:	

誓 約 書

油	上道	運送》	去第19	条の9	(登録	の拒否)	各号(の規定	ミに該	当し	ません	U _o				
[i	亥当っ	する項	目にき	チェック	を入れ ⁻	てくださし	١.]									
	旅	客船	事業を	営ん	でいる新	現会社等	等、子会	会社等	፟፟、グノ	レーフ	プ内別	会社	等は	は以下	このとお	おり。
	•	親	会	社	等 :											
		子	会	社	等 :											
		グル	レープロ	内別会	社等 :											
	〕旅	客船	事業を	·営ん ⁻	でいる新	——— 現会社等	等、子名	会社等	■ 、グノ	レーフ	プ内別	—— 会社	等に	まあり	ません	U o
						〈上訂	己文言	の補足	足〉 -							
_		客定				定期航路 のことをさ		対外旅	客定期	∖航路哥	事業、追	資客定	≅期航	,路事業	美、旅客	不定
=	申記	青者(? 青者(?	持分会	社である	6場合)0	D議決権の 対資本金の 関して、前	の二分の	の一を調	望える	額を出	資して			よると認	2められ	しる者
Ξ	申記	青者か 青者か	くの資	本金の	二分の-	を所有して ーを超える 請者の支	る額を出	資して	いる持			以上。	と認め	る者		
=	親会親会	社等社等	がその	資本金	の二分の	数を所有し の一を超 会社等の	える額を	出資し	ている			等以.	上と認	恩められ	いる者	
上	.記、	相違	ないこ	とを誓	············ 『約致し	 ノます。										
			年		月	E	l									
					住			所	<u>.</u>							

名 称:_____

代 表 者 氏 名 : ______

誓約 書

・ 海上運送法第19条の9(登録の拒否)各号の規定に該当しません。
【該当する項目にチェックを入れてください。】
□ 旅客船事業を営んでいる他の会社の役員として、現在就任中もしくは過去5年以内に就任していました。
• 会 社 名:
・ 事 業 の 種 別 :
□ 現在及び過去5年以内に、旅客船事業を営んでいた他の会社の役員として就任していません。
旅客船事業 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不 定期航路事業のことをさす
·
上記、相違ないことを誓約致します。
年 月 日
住 所:
氏 名:

添付書類一覧

●承継(合併(分割))申請書

	本権(古代(ガ制))中語者 添付書類	チェック欄
0	承継申請書	
0	【別紙】密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
0	【別紙】内航一般不定期航路事業の概要	
	・ 航路図又は水域図	
	・ 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号	
	・ 係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の使用権原を有している旨の誓約書	
	• 使用船舶明細書(第1号様式)	
	・よう船の場合、契約書又はそれに代わる書類	
	船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書(写し)	
	船舶検査証書(写し)	
	・ 船舶検査手帳(写し)	
	・ 船客傷害賠償責任保険証券(写し)又は保険契約を締結する計画	
	・ 乗組員の海技免状又は小型船舶操縦免許証	
	・ 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書 (写し)又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類	
0	合併(分割)契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)(写し)	
0	合併(分割)比率説明書	
	合併(分割)後に当該事業を承継する法人が現に当該事業を営んでいない場合には、定款及び 記事項証明書	
	合併(分割)に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同 書又は合併(分割)に関する意思の決定を証するに足りる書類	
0	登録拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面(法人・個人)	

[※]必要に応じて、その他の資料の提出を求める場合があります。